伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金	電源立地特別交付金（原子力発電施設等周辺地域交付金及び電力移出県等交付金を含む。） 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金 電源地域産業育成支援補助金 水力発電施設周辺地域交付金
伝統的工芸品産業支援補助金	伝統的工芸品産業技術保存・研修施設費補助金
伝統的工芸品産業振興補助金	伝統的工芸品産業産地補助金 伝統的工芸品産業振興協会運営費補助金
独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助金	伝統的工芸品産業振興協会補助金 新エネルギー・産業技術総合開発機構補助金
日中経済交流等事業費補助金	日中技術交流事業費補助金 日中経済交流事業費補助金
日本貿易振興会事業費補助金	アジア経済研究所事業費補助金 日・EC産業協力センター事業費補助金
熱水利用発電プラント等開発費補助金	熱水利用発電プラント開発費補助金
燃料電池発電技術開発費補助金	燃料電池発電技術等開発費補助金
廃棄物等燃料化技術開発費補助金	高性能分離膜複合メタンガス製造装置開発費補助金 高性能分離膜複合メタンガス製造装置開発費等補助金 高効率メタンガス等製造技術開発費補助金
発電環境用高機能素材技術研究開発費補助金	高効率ガスタービン等技術開発費補助金
副産物用途開発等有効利用調査・開発事業費補助金	中小鉱山等振興指導事業費補助金 特定中小鉱山振興指導事業費補助金 中小鉱山振興指導事業費補助金 鉱山探鉱等促進事業費補助金
ぐっ甲産業等救済対策事業費補助金	ぐっ甲産業等救済対策事業費補助金
放射性廃棄物処理処分技術開発促進費補助金	放射性廃棄物処理技術開発促進費補助金
民間輸送機開発費補助金	次期民間輸送機開発費補助金

」

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第八十一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三条第一項の規定に基づき、我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の一部を改正する告示

我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成二十一年経済産業省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

九ロ2中「将来的に」を削り、「等により、」の下に「その承継後2年以内に」を加える。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現に産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十九条の二第一項の規定により提出され、又は認定を受けている中小企業承継事業再生計画についてのこの告示による改正後の我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針九ロ2の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省環境省告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第六項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第三種監視化学物質として指定したので、同条第十項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第6項の規定に基づき、第三種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
267	オクタン	(2)—8
268	ドデカ—1—エン	(2)—27
269	1—クロロオクタン	(2)—66
270	*N*，*N*—ジメチルオクタデシルアミン	(2)—68
271	*tert*—ドデカンチオール	(2)—176
272	メチル＝ドデカノアート	(2)—185
273	*N*，*N*—ビス（2—ヒドロキシエチル）オレアミド	(2)—464
274	アクリル酸*n*—ブチル	(2)—798
275	*N*，*N*—ジシクロヘキシルアミン	(2)—814
276	りん酸トリトリル	(2)—827
277	ビス（2，2，6，6—テトラメチル—4—ピペリジル）セバケート	(2)—503
		(2)—989
		(3)—2259
		(3)—2686
		(3)—2522
		(3)—2613
		(3)—3363
		(5)—3732

○経済産業省環境省告示第六号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第九十二条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する資金管理法人から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

一　変更前の資金管理法人の名称　財団法人自動車リサイクル促進センター
二　変更後の資金管理法人の名称　公益財団法人自動車リサイクル促進センター
三　変更しようとする年月日　平成二十二年四月一日